平成２９年（再ロ）第３号
神戸市中央区脇浜町３丁目５番32―402号（従前の住所）滋賀県草津市東矢倉２丁目６番16号コーポ幸201号
再生債務者　櫛濱こと　櫛濱　幸子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年６月28日まで
平成29年６月７日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２９年（再ロ）第１号
沖縄県那覇市字小禄1464番地　清和マンションⅡ301
再生債務者　玉城　泰伸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年７月３日まで
平成29年６月５日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（再ロ）第２号
沖縄県豊見城市字豊崎１番地２　ミオビエント豊崎303号
再生債務者　村吉リツ子（旧姓勢理客）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年７月３日まで
平成29年６月５日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１００５９号
東京都墨田区錦糸３―６―７―401
再生債務者　桑宮恵理奈（旧姓本田）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第１号
横浜市都筑区加賀原１丁目24番５―105号
再生債務者　冨岡　一美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月８日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第１０号
大阪市福島区鷺洲４丁目６番15―411号
再生債務者　髙松　奈央
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第５号
福島県いわき市鹿島町久保１―１―３　サンライトビル302
再生債務者　横井　顕次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月７日
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（再ロ）第４号
札幌市手稲区曙２条２丁目６番16号
再生債務者　谷　　光勇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月８日
札幌地方裁判所民事第４部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年６月２日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成 29 年６月 16 日
大阪市中央区船場中央２丁目１番４―301号
西日本電線工業厚生年金基金
代表清算人　鈴木　雅也

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年６月２日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。
1．代表清算人氏名　鈴木　雅也
2．住所　大阪府箕面市小野原東６丁目16―23―602
平成 29 年６月 16 日
西日本電線工業厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月八日
掲載頁　五十七頁（号外第一二一号）
（乙）http://www.mol.co.jp/
平成二十九年六月十六日
愛知県名古屋市港区浜二丁目三番五号
（甲）グリーン海事株式会社
代表取締役社長　寺元　清隆
東京都港区虎ノ門二丁目一番一号
（乙）三井近海汽船株式会社
代表取締役社長　髙谷　昌宏

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十九年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年六月十六日に予定しております。
平成 29 年６月 16 日
大阪市中央区船場中央２丁目１番４―301号
西日本電線工業厚生年金基金
代表清算人　鈴木　雅也

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月七日
掲載頁　三十二頁（号外第一二〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月七日
掲載頁　三十頁（号外第一二〇号）
平成二十九年六月十六日
愛知県岩倉市栄町二丁目九番地
（甲）タイヨーテクノ株式会社
代表取締役　橋本　英仁
埼玉県さいたま市南区松本四丁目一一番八号
（乙）タイヨーカセイ株式会社
代表取締役　小松　通庸

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
両法人の社員総会の承認決議は平成二十九年六月八日付で大阪府知事の認可を得ております。
平成二十九年六月十六日
大阪市天王寺区大道三丁目八番三一号　新天王寺田中ビル一階～五階
（甲）医療法人徳靖会
理事長　小尾　靖江
大阪市阿倍野区阪南町一丁目二八番四号　銀翠・小田ビル三・四階
（乙）医療法人和光会
理事長　中西　功

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する高尾開発合同会社（東京都新宿区新宿三丁目一番二四号）に対して当社の武蔵野不動産株式会社の運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年六月十六日
東京都新宿区新宿三丁目一番二四号
代表社員　新線新宿開発合同会社
職務執行者　小野　正浩